

放射線測定設備現況届出書

関原発 第634号
2020年 3月23日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号

氏名 関西電力株式会社

取締役社長 森本 孝

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		高浜発電所 福井県大飯郡高浜町田ノ浦1
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	3式(野外モニタ中央監視盤(1,2号機)の更新)
	設置場所	高浜発電所の周辺監視区域境界付近 (別図参照)
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

放射線測定設備の概要

1. モニタリングステーション (モニタステーション)

- (1) 測定対象：空気吸収線量率
- (2) 設置場所：発電所周辺監視区域境界付近^{※1}
- (3) 検出器：NaI(Tl)シンチレーション、電離箱
- (4) 測定範囲：NaI(Tl)シンチレーション
 $10^1 \text{ nGy/h} \sim 10^4 \text{ nGy/h}$
電離箱
 $10^2 \text{ nGy/h} \sim 10^8 \text{ nGy/h}$
(中央制御室 野外モニタ中央監視盤指示計
低線量率 $10^1 \sim 10^4 \text{ nGy/h}$
高線量率 $10^2 \sim 10^8 \text{ nGy/h}$
中央制御室 野外モニタ中央監視盤記録計
低線量率 $10^1 \sim 10^4 \text{ nGy/h}$
高線量率 $10^2 \sim 10^8 \text{ nGy/h}$)
- (5) 警報設定：可変
- (6) 測定方法：指示、記録及び警報
- (7) 取付個数：1式

2. モニタリングポスト (No. 2モニタポスト、No. 5モニタポスト)

- (1) 測定対象：空気吸収線量率
- (2) 設置場所：発電所取水口付近^{※1}、発電所3,4号炉放水口付近^{※1}
- (3) 検出器：NaI(Tl)シンチレーション、電離箱
- (4) 測定範囲：NaI(Tl)シンチレーション
 $10^1 \text{ nGy/h} \sim 10^4 \text{ nGy/h}$
電離箱
 $10^2 \text{ nGy/h} \sim 10^8 \text{ nGy/h}$
(中央制御室 野外モニタ中央監視盤指示計
低線量率 $10^1 \sim 10^4 \text{ nGy/h}$
高線量率 $10^2 \sim 10^8 \text{ nGy/h}$
中央制御室 野外モニタ中央監視盤記録計
低線量率 $10^1 \sim 10^4 \text{ nGy/h}$
高線量率 $10^2 \sim 10^8 \text{ nGy/h}$)
- (5) 警報設定：可変
- (6) 測定方法：指示、記録及び警報
- (7) 取付個数：2式

※1 放射線測定設備の設置場所については、別図参照。